

○ 品位保持の資に充てる意思の有無に関する判断について
(令和3年10月1日宮内庁長官への取材)

(長官) 冒頭、私から発言させていただきます。

まず、御結婚の期日につきましては、先ほど皇嗣職大夫から発表がありましたように、眞子内親王殿下には小室圭氏と10月26日(火)に御結婚なさることになりました。

儀式の関係であります。御結婚に際し、納采の儀、告期の儀及び入第の儀並びに御結婚式を執り行わないこととされたことについては、皇嗣職大夫の会見において説明されたとおりであります。

賢所皇靈殿神殿に謁するの儀及び朝見の儀については、天皇陛下が御主宰になる儀式であります。天皇陛下におかれでは、現下の状況を踏まえられ、執り行わないこととされたところであります。

なお、眞子内親王殿下には、天皇陛下の思し召しをいただき、賢所皇靈殿神殿への庭上からの御拝礼や、天皇皇后両陛下への御挨拶をなさる御予定であります。

一時金についてであります。眞子内親王殿下には、御結婚により皇族の御身分を離れられることになりますが、一時金の受け取りを辞退される御意向を示されておられます。宮内庁としましては、眞子内親王殿下の御意向を踏まえ、御結婚に際し、一時金の支出を行わないものといたしました。

なお、皇室経済会議は開催いたしません。宮内庁としては御結婚に向けての諸準備をつつがなく進めていただけるようお支えしてまいる所存です。

以上です。

(記者) まず、賢所皇靈殿神殿に謁するの儀と朝見の儀について、これは陛下の御主宰ですけれども行わないというのは、現下の状況を踏まえてと説明があったのですが、もう少し具体的に教えていただけますか。

(長官) 天皇陛下には、本年の誕生日に際しての記者会見において、眞子内親王殿下の御結婚について、多くの人が納得し喜んでくれる状況になることを願っておられる旨、お述べになられており、国民の間で様々な受け止めがあることなど現下の状況を踏まえられ、御結婚に伴うこれららの儀式については執り行わないこととされたと伺っております。

(記者) 両陛下への御挨拶という御紹介もありましたけれども、これはいつなのか。また、宮中三殿庭上の御拝礼については。

- (長官) まだ日程は決まっておりません。
- (記者) 上皇上皇后両陛下への御挨拶というのは。
- (長官) あると思います。
- (記者) 宮中三殿への御参拝ですか両陛下への御挨拶というのは、儀式という形ではなくて。
- (長官) そうですね。そういう御理解で。
- (記者) 御挨拶は眞子さまお一方で行かれるのですか。
- (長官) お一方です。
- (記者) 小室さんは御挨拶には。
- (長官) 伺っておりません。
- (記者) 一時金についてですが、支給しないという決定というのは、これは宮内庁長官の判断で決断されたということですか。
- (長官) そうです。支出する責任は宮内庁にありますので、宮内庁の長たる私が支出をしない決定をしたということあります。
- (記者) 皇室経済会議を行わないというのは。これは皇室経済法で、一時金については額を決定するというようなことが書いてあったと思いますけれども、そういった文面を踏まえてということですか。
- (長官) 御指摘のとおりです。まず、皇室経済会議の開催の要否につきましては、宮内庁法第2条第4号におきまして、皇室経済会議に関することについて宮内庁の所掌事務とされておりますので、その組織の長である宮内庁長官がまず開催の要否を判断するという理解であります。この皇室経済会議はあくまで支出すべき一時金の額を決める機関であり、支出の要否そのものを判断するための機関ではないことから、今回は皇室経済会議を開催する必要がないと判断いたしました。
- (記者) そうしますと、まず長官が開催の要否を決めるに当たって、今回開催する必要ないと判断した理由は、眞子内親王殿下の御意向を踏まえてという、そういう理解でよろしいですか。
- (長官) そうですね。御意向を踏まえて支出しないという結論がありますので、当然、皇室経済会議を開く必要もないということです。
- (記者) 先ほどの皇嗣職大夫のお話ですと、婚姻届を提出された後にお二方で記者会見をされると。その場合、仕切りは宮内庁と考えられますか。
- (長官) その辺は具体的に聞いていませんが、記者会見に関してはやはりお支えする必要はあるかと思います。
- (記者) 一時金のところで、今まで支給に関しては御対象方の御意向というの問題になってなかったと思いませんけれども、今回、御意向を踏まえる理由というのは何なのでしょうか。

(長官) 今までそういう御意思が表明されたことはなかったですから。今回は眞子内親王殿下から辞退をするという御意思が表明されたからです。

(記者) 先ほども少し御説明があったのですけれども、長官が眞子内親王殿下から一時金の辞退について耳にされたのはいつぐらいからで、その後の経過についてお話いただけますか。

(長官) お答えは差し控えさせていただきます。皇室の皆様方といつ、どういうお話をしたかということについては、基本的にはお話しするべきことではないと私は考えておりますので、お答えは差し控えさせていただきたい。

(記者) 眞子さまが「複雑性PTSD」という状態にあるということなんですけれども、それに対する長官としての受け止めをお願いします。

(長官) 今回、専門医の診断によりまして、「複雑性PTSD」と診断される状態になっておられるということをお聞きした時は、大変、精神的な御負担が大きかったのであろうと感じました。また、そうした状況に眞子内親王殿下が置かれているということを伺って、お支えする宮内庁長官としては申し訳ない気持ちであります。

(記者) 長官がそれをお聞きになったのは、いつ頃ですか。

(長官) お答えは差し控えますが、診断が下された後、お聞きしました。

(記者) 今回の御結婚そのものに対して、改めて長官のお気持ちであつたり受け止めをお聞かせ願えますでしょうか。

(長官) 私の受け止めでありますが、眞子内親王殿下には様々な公的御活動に心を込めて取り組まれると共に、秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御活動を真摯にお支えになるなど、これまで内親王として誠心誠意お務めを果たしてこられたものと存じます。眞子内親王殿下の新しい門出に当たり、今後の御多幸と御健康を心よりお祈り申し上げます。

(記者) 御結婚に関して天皇陛下の受け止めやお気持ちを伺ったりしていますでしょうか。

(長官) まず、天皇皇后両陛下には、眞子内親王殿下がこれまで皇室の一員として様々な公的御活動に真摯に取り組んでこられたことに対して、心からのお忙いのお気持ちをお持ちでいらっしゃいます。また、今後、幸せな人生を歩んでいかれることを願っておいでです。

(記者) 今、御結婚についての長官の受け止めをお伺いしたんですけども、儀式を行わないとか一時金を辞退されるという異例の形かと思いますけれども、その点については長官として何かございますでしょうか。

- (長官) まず、儀式を行われないということは天皇陛下の御判断でありますし、一時金につきましては先ほど申し上げたとおり、眞子内親王殿下の御意思を踏まえまして宮内庁として決定をしたということであります。
- (記者) 通常、御結婚の時には長官の談話というのが出ているんですけれども、今のが談話みたいになってしまっているのですが、当日というのはまた長官が何らかのコメントというのをお出しするのでしょうか。
- (長官) 今のところはありません。この受け止めは当日であっても変わりませんから。
- (記者) ということは、これが長官談話ということになるのか。
- (長官) そういう扱いをしていただいて結構です。
- (記者) 長官はこれまでの会見で、小室家側に納得のいく説明というのを願われたということがあったかと思いますが、今回、残念ながら国民が納得できないという形で、儀式を行わないという結果になってしまったという。
- (長官) 納得できないとは言っていないですよね。様々な受け止め方があるという。というのは祝福される方々もいるというふうには聞いておりますから。すみません、途中で。
- (記者) 説明責任というか、小室家側のトラブルに対する説明というのは求められていますけれども、今回、それが国民の方々に納得できるような形になったというふうには。長官はどうお考えですか。
- (長官) 小室家のいわゆる金銭トラブルと言われている事柄につきましては、私は昨年12月の会見におきまして、小室さん側が説明をしていただくことが重要だと申し上げて、その後、今年4月に小室さんのお母さんと元婚約者の方との間のいわゆる金銭トラブルと言われている事柄についての文章が公表された、その文章に記載されている金銭トラブルと言われている事柄に関する事実関係、あるいは小室さん側と元婚約者との間の話し合いの経緯について、私は理解できたと申し上げたところであります。現時点ではそれ以上、申し上げることはございません。
- (記者) 謹謗中傷と言われていることによって「複雑性PTSD」と診断されたということを聞いてですね、日本人の誰もが思い出すのは1993年の皇后バッシング、あれと全く同じことですよね。当時も謹謗中傷という上皇后さまが責められるという一連の報道があって、倒れられて声を失われる事態がありましたよね。当時言われたのはですね、ここまでになる前に宮内庁としてもうちょっと早くやりようがあつ

たのに、初動が遅れたのではないかというそういう批判があったんですね。今回も同じような批判が出るかも知れない。宮内庁はどうするのか、これから。小室さんの私的な問題なのでなかなか動けないという事情があったかも知れないけれども、眞子さまがそういうふうな症状を示されているという時点で、もう少し、初動というか早めにできたのではないかという批判も出てくるかも知れませんが、そこはどうお考えですか。

(長官) 2年前の私の会見での御指摘は今も覚えておりまして、やはり誤った報道には的確に反応すべきではないかというお話があったというのは今も覚えております。ただ、一般論として申し上げますと、今回そもそも誹謗中傷というのは具体的に何かということは、私は伺っておりませんので、皆様方の報道が原因だということではないと私は認識をしております。その前提で、一般論として申し上げますと、報道の中には事実と異なる記事や誤った事実を前提にして書かれた記事も多々見られるところではあります。そうしたことから、その事実と異なる、それが事実として受け止められて、広く社会一般に誤った認識を与えることになってしまふ。それはやはり宮内庁として正確な事実関係を指摘して、今までしてきましたし、ホームページ上でいろいろな見解を表明してきたところです。ただ、難しいのは報道が非常に数多くありますので、その中で事実に反するものがあつても、一つ一つに対応することは極めて困難であります。一つの記事等を事実ではないと否定すれば、残りは事実であると認めているというような観点もございます。そうしたこともあって、なかなか難しい面もあるのですが、ただ、今回、眞子内親王殿下がこういう状況に置かれてしまったということについては、私自身、忸怩たる思いはあります。

(記者) これは宮内庁に直結する問題じゃないかも知れませんが、過去、問題があったですねSNSの誹謗中傷のね、これも被害者が場合によっては命を絶つことがあります。今回、精神的にダメージを受けるまで何も発信できない状況が事態を悪化させている訳ですね。だから今、世間的にはもっと早く声を上げていこうという流れになっている訳ですね。だからギリギリまで誹謗中傷と感じられるものを受けた人がですね、健康を害するまで動けないというのを問題ではないかという流れになっているんですね。だから今回の事態がどういう影響を与えるかどうか分からんすけれども、ほかにやりようがあったのではないかと思います。どうしてほしいということでもないんですけども。

- (長官) インターネット上の書き込みによる誹謗中傷が現在、社会的な問題になっているのは事実だと思います。今後、関係機関による取り組みが更に進み、社会全体の対応が進んでいくということを私自身は期待したいと思います。
- (記者) 「複雑性PTSD」という症状が出ないようにするのが改善の前提だという、先ほどそういう説明がありましたけれども、その状況を改善するために公表するということはお考えにはならなかつたのですか。
- (長官) 何を公表するんですか。
- (記者) つまり、眞子さまがそういう状況にあるということを、速やかにではなくてある時点での「複雑性PTSD」になっているという状況を公表するというお考えにはならなかつたか。
- (長官) 今回、公表したじゃないですか。
- (記者) いや、そのタイミング以前に、という意味ですが。
- (長官) そういうことですか。それはいろいろな検討の結果、今日、公表するのが一番良いのではないかという判断だったということで御理解いただければと思います。
- (記者) 長官が「複雑性PTSD」であることをお知りになったのはいつ頃ですか。
- (長官) お答えは差し控えたいと思います。秋山先生の方からもそういう話はなかつたと認識しております。
- (記者) 結婚の期日を含めて、今日、10月1日に公表、発表したというのは、何か理由があるのですか。
- (長官) 時期については皇嗣職大夫が説明したと思いますけど、その説明のとおりであります。